

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第19条の規定を適用し、同条第1項に規定する協定を締結したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和6年3月5日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 株式会社ブルーキャピタルマネジメント

住所 東京都港区赤坂二丁目16番19号

名称 (仮称) 太白CC太陽光発電事業

種別 区画形質の変更、工作物の新築、水面の埋立等

目的 再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電）を設置するため。

内容 現在ゴルフ場となっている地形を生かして、造成切盛土のバランスを取り土砂の搬出入が発生しない造成とし、区域内へ約78,540枚（約51MW）のパネルを設置する事により、東北電力の送電線へ接続する。

位置 仙台市太白区秋保町境野字峠下185-1、

仙台市太白区秋保町湯元字太夫134-1、134-2、

仙台市太白区秋保町湯元字半銅平3、4、5-1、5-2、6、7、8、9、11、14、22、24、36、42

面積 116.1206 ha

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和6年3月5日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで

（ただし、仙台市の休日定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課